

報 告 第 28 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年9月19日提出

新居浜市長 石川 勝行

和解及び損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 1 7 号

和解及び損害賠償の額の決定について

道路施設の管理瑕疵による事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成26年9月4日

新居浜市長 石 川 勝 行

1 和解の相手方 （省 略）

2 事故の概要

平成26年8月3日午後1時頃、市道下東田光明寺線（東田一丁目甲657番地先路上）において、西進中の小型自動車が、道路の沈下により生じた路面と道路側溝との段差箇所に接触し、車両を損傷した。

3 和解の内容

- (1) 新居浜市は、相手方に対し、車両を損傷させたことに係る損害賠償債務として、金7,906円の支払義務があることを認める。
- (2) 新居浜市と相手方は、本件事故に関し、前号に掲げる事項以外には、一切の債権債務のないことを相互に確認する。